

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情6第8号	受理年月日	令和6年2月7日
件 名	離婚後共同親権を導入することについて慎重な審議を国に求める陳情		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>1 国会等の動向</p> <p>2021年3月に法制審議会家族法制部会の会議が開かれ、離婚後共同親権の導入が議論されるようになり、先月30日、同部会はこれを導入する要綱案をまとめ、今国会で法案が上程され成立する可能性が出て来ました。</p> <p>しかし、本問題は、国民の身分行為に直接影響を与える重要な問題であるにもかかわらず国民的議論は十分とは言えず、よって拙速で不十分な法案審議となる可能性があります。法務省は、本問題へのパブリックコメントに集まった約8000人の切実な声も明らかにしておらず、審議の進め方は不透明ではないかと思われます。他方、先月には400人を超える弁護士が法務省に対し、拙速な導入を進めないよう申し入れを行なったと聞いております。</p> <p>2 共同親権導入に反対する理由</p> <p>(1) 共同監護は現民法でも可能であること</p> <p>離婚後の共同親権導入にはさまざまな意見がありますが、そのうち、これに賛成する人々の意見は、「親権」と「監護権」の概念を混同しているように思えます。親権は狭義には子の財産管理・進学先の選択等教育に関する親の権利義務等で、監護権は実際に同居して子を養育する親の権利義務であり、広義の親権はこの監護権概念を含みます。</p> <p>民法819条によれば、現行民法は、婚姻中は父母の共同親権、離婚後はいずれかの親の単独親権を定めています。同時に同766条によれば、離婚後父母が共同で監護権を行使することも認めています。</p> <p>私の知人弁護士によれば、実際の調停・訴訟で争われているのは、親権ではなく監護権であり、現実に子と同居して監護したいという双方の主張が真の争点とのことです。離婚裁判においては親権が争点となるものの、別居親(父)は、「親権は妻にやってもよいが、監護権は自分がほしい」と主張する場合がありますとのことで、これは子と同居しての監護権を要求しているわけです。</p> <p>また、離婚後単独親権となっても共同で監護することは可能です。しかしながら、実際は離婚した夫婦は信頼関係が失われており、それが離婚の原因なのですから、元夫婦が共同で監護することは現実には簡単ではなく、ましてや共同で親権を行使することは極めて困難かと思われます。</p> <p>(2) 外国の法制との比較</p> <p>共同親権導入に賛成する人々は、外国ではみな共同親権を採用していると</p>			

主張しますが、これは事実と異なります。親子関係の法制はその国の歴史・文化等によって異なり多種多様で単純に比較することはできず、他国で「共同親権」と言われている制度も実態は「共同監護」という場合も多く、先に述べたとおり、これは日本の現行民法においても認められているところです。

導入に賛成する人々は、よくオーストラリアが「共同親権」であることを根拠付けの一つとして引用します。確かにオーストラリアでは共同親権を採用していたことはあります。しかし、導入後弊害が多く、2回法改正をして現在は親権 (parental authority)、監護権 (custody) という用語自体もなくなり、親の責任 (parental responsibility) との定めとなっています。

(3) 国連の勧告について

導入に賛成する人々は、国連から日本が「共同親権制」を導入するよう勧告を受けたとも主張しますが、これも事実と異なります。国連「児童の権利委員会」の委員は、日本では「共同監護制」(joint custody) が採用されていないとの誤解の上に立っていると考えられます。先に述べたとおり、民法766条により日本でも「共同監護」は認められており、国連は、「共同親権」そのものを採用せよと勧告したわけではないのです。

(4) 共同親権導入による弊害

離婚後共同親権を導入した場合種々の弊害が生じるであろうことが指摘されています。よく指摘されるのは、別居親のDVの問題です。DVによる支配関係があった場合、離婚後も父母の協議を要するとすれば支配関係が継続することになります。そのような境遇にいる女性たちにとって、きわめて過酷な制度の導入となる可能性が高くなります。

逆に、妻の側からは、離婚したいがために、また、養育費の支払い等の確保のため、譲歩して共同親権に同意せざるをえないことも考えられます。実際、離婚後の面会交流時に別居親(夫)が同居親(母)と子を殺害したという事例が外国でも国内でもありました。

さらに、DVが原因で面会交流が禁止されていても、共同親権であれば子の重要事項についてその親の同意が必要となります。単独親権を選択できる現行制度であってさえ、例えば、2022年11月16日、大津地裁で以下のような判決がありました。

報道等によると、同居親(母)が滋賀医科大学で3歳の子どもの手術を受けさせたところ、裁判所から面会交流を禁止されている別居親(父)が手術を受ける際に説明や同意がなかったとして、同大学に対し損害賠償請求し、裁判所がこの訴えを認めたとのこと。離婚後共同親権が導入されれば、医療機関は訴訟リスクを逃れるため緊急時でさえ手術等を拒否する可能性すら想定できます。

(5) 面会交流等の充実

現民法は単独親権制だから離婚後は子との面会交流ができないとの主張が

ありますが、現行法の離婚後単独親権でも面会交流は可能です。しかし、面会交流時のDVを防止したり、費用を援助する仕組みなどさらなる支援が必要です。

また、日本では養育費の支払いも不十分で、国連からは養育費の支払いを確実にするように、との勧告が出されています。このように、子の意思を尊重しつつも、同居親と子が安心して暮らせ、円滑な面会交流を可能とする諸施策が求められます。

(6) 結論

以上から、民法に離婚後共同親権制度を導入することについては、さらなる国民的議論と慎重な審議が必要不可欠であるとの内容の意見書を提出することを切に望みます。

【陳情事項】

民法に離婚後共同親権制度を導入することについて慎重な審議が必要不可欠であるとする意見書を目黒区議会から国へ提出することを、目黒区民として要望します。